

各私立幼稚園・認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度大阪府認定こども園施設整備費補助金の事業募集について（照会）

このたび、文部科学省より認定こども園施設整備交付金の募集がありました。

つきましては、同交付金を財源とする標記補助金の追加募集を行います。平成30年10月・11月に契約締結を希望する施設整備を予定されている園におかれては、下記により書類の提出をお願いします。

なお、今回の募集事業は、市町村が費用負担しない形での施設整備により認定こども園への移行に向けた耐震化等を行うものです。また、12月以降の契約締結を希望する施設整備を予定されている園におかれては、「平成30年度認定こども園施設整備交付金予定事業について」により、整備予定等をご回答ください。

記

1 対象事業

- ・ 「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱（案）」の別紙2「**幼稚園耐震化整備**」に掲げる事業。

※ 認定こども園移行に際して、改築や補強により耐震化を図る事業が対象です。
リフォーム工事は対象になりません。

昭和56年5月以前建築の建物で、耐震診断が完了していることが必要です。

- ※ 補助金要綱の別紙1「認定こども園整備」、もしくは別紙3「防犯対策整備」に掲げる事業を実施する場合は、園が所在する市町村の認定こども園整備担当課にご相談ください。

- ・ 平成30年度に実施する単年度の事業を対象とし、原則として**繰越は認めません**。
なお、2カ年にわたる事業は、平成30年度の出来高を協議し、平成31年度に残りの分を協議していただくこととなります。

2 提出書類

- (1) 様式第2号 保育等整備交付金・認定こども園施設整備交付金協議書
- (2) 様式第2号 別紙1 施設の配置図及び施設の経歴
別紙2 工事実施前の施設の平面図
別紙3 整備工事実施後の施設の平面
- (3) 基準額算定に用いる、工事に係る定員の算出方法がわかる資料（大規模修繕を除く）
- (4) 見積書（概算見積書でも可）
なお、**耐震補強工事**の場合は、3者以上の見積書を提出してください。
- (5) 対象外経費算出表（様式あり）
※ 同時に保育所部分の整備を実施する場合は、費用按分表を提出してください。
- (6) 既存園舎の図面及び面積・建築年・所有者を証するもの（建築確認申請書の写し、登記簿謄本の写しなど）
- (7) 整備後の図面、各室面積表、運動場求積図
- (8) 工事工程表
2カ年事業で申請する場合、各年度の工事進捗率の考え方がわかる資料も添付
- (9) 耐震性能判定表 **【注：耐震診断未実施の場合は応募できません】**
- (10) その他参考となる資料

3 提出方法

お手数おかけしますが、データ送付及び郵送【2部】どちらも送付をお願い致します。

提出期限	提出方法	留意点
① 平成30年8月2日(木)	メール(データ) もしくはFAXにて提出	データ送付の場合は、全ての資料を一括しPDFにて提出して下さい。
② 平成30年8月6日(月)	郵送【2部】	

4 留意事項

- ・この照会への回答をもって、補助金の交付を決定するものではありません。
また、内定前に契約したものは補助対象になりません。
- ・幼保連携型認定こども園の整備について
幼保連携型認定こども園の児童福祉施設としての保育を実施する部分については、保育所等整備交付金又は安心こども基金(厚生労働省)、学校としての教育を実施する部分については大阪府認定こども園施設整備費補助金(文部科学省交付金)で補助するものであること。
- ・幼保連携型認定こども園の整備対象経費の算出について
指定様式により算出すること。
- ・幼稚園型認定こども園の整備について
幼稚園型認定こども園を整備する場合、交付基準額の算定に用いる定員規模は、認定に係る1号定員のみを対象とすること。(指定様式により算出すること。)
- ・増改築に係る補助基準額の算出について
増築、一部改築等、定員の一部のみが工事に係る場合には、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合には、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」として、工事に係る定員を算定し、基準額を算出すること。なお、解体及び仮設工事については、「定員数(整備前)=総定員数(整備前)×改築面積/既存施設の総面積」として算定すること。
- ・耐震診断費、実施設計費について
幼稚園耐震化整備については、耐震診断費は前々年度、実施設計費は前年度支出分まで対象経費と認める。
- ・大規模修繕について
「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱(案)」の別表3「大規模修繕等の取扱いについて」に定める事業とし、事業の下限額は要綱に定めるもの以外は500万円とする。

5 今後の予定

- ・8月上旬 文科省へ協議書提出
- ・10月上旬頃 文部科学省より内定額の提示
- ・10月上旬～ 大阪府より内定通知 ⇒ 事業着手
- ・12月上旬頃 交付申請書の提出

6 問い合わせ先

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当：川田
TEL 06-6210-9273 FAX 06-6210-9276
電子メール KawadaS@mbox.pref.osaka.lg.jp